

本書の内容に一部変更・訂正等がありましたので追補いたします。

■本書 12 頁・下から 5～1 行目

- ・新たな特定疾患治療研究事業について、実施要綱の改正が行われました。本書の「◆疾病対策」の表中「特定疾患治療研究事業：特定疾患治療費」の項を次のように改めます。(平成 27 年 1 月 1 日適用／本書の変更箇所は下線部)

特定疾患治療研究事業：特定疾患治療費	
目的／実施主体	難病法施行前の特定疾患治療研究事業の対象疾患のうち、難病法に規定する指定難病以外の疾患については、治療が極めて困難で医療費も高額なことから、治療研究を推進し引き続き患者の医療費の負担軽減を図る／都道府県
対象者	①スモン、②難治性の肝炎のうち劇症肝炎、③重症急性膵炎、④プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）、⑤重症多形滲出性紅斑（急性期）の疾患に罹患している医療保険加入者 ※②・③は平成 26 年 12 月までの認定患者が継続的に認定基準を満たす場合、⑤は平成 26 年 7 月から 12 月までの認定患者（その有効期限の範囲内）
給付の内容	療養の給付と同様。治療研究期間は 1 年（必要な場合には更新）
患者負担等	医療保険・介護保険で給付した残りの自己負担分を公費負担（患者負担なし）

【根拠：「特定疾患治療研究事業について（特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正）」（平成 27 年 2 月 2 日健発 0202 第 9 号）】

■本書 33 頁

- ・介護保険と難病法（特定医療）との給付調整において、保険料滞納による介護給付等の額の減額分についても公費負担の対象となる旨の訂正がなされました。本書の「◆保険優先公費の一覧（適用優先度順）」の表中「**5**難病法／特定医療※」を「**5**難病法／特定医療」に修正します。(平成 27 年 1 月 1 日適用)

【根拠：「難病の患者に対する医療等に関する法律関連通知の正誤について」（平成 27 年 2 月 23 日老介発 0223 第 1 号・老老発 0223 第 1 号）】

■本書 58 頁・右欄上から 1～6 行目

- ・難病法の医療費助成において、都道府県が交付する医療受給者証に記載する実施機関番号の規定について追加がありました。本書の「※6」について、

※6 受給者証の公費負担者番号の法別番号は「54」です。実施機関番号は「501」と「601」の 2 種類で、「501」は 3 年間の経過的特例が適用される既認定者です。なお、経過的特例の適用をうける人でも生活保護の境界層に該当し入院時食事療養・生活療養の標準負担額 0 円が適用される要保護者

については「601」が設定されます。

と改めます。(平成 27 年 1 月 1 日適用／本書への追加箇所は下線部)

【根拠：「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について(平成 27 年 1 月 30 日健疾発 0130 第 2 号)】

■本書 87 頁・下から 1 行目／88 頁・上から 10 行目及び 13 行目／94 頁・下から 1 行目／98 頁・下から 1 行目／104 頁・下から 17 行目 (6 箇所)

・自立支援医療の負担上限月額について、「重度かつ継続」の経過措置が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されることから、本書中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改めます(予定)。

【根拠：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令(案)に関する御意見の募集について」(平成 27 年 2 月 13 日公示パブリックコメント)】

■本書 130～132 頁

・「**1**指定難病一覧」について以下のように訂正します。

該当箇所		訂正前		訂正後	
130 頁	上から 27 項目目	27	特発性基底核石灰化症	27	特発性基底核石灰化症
					※番号・疾病名に網をかける
131 頁	下から 13 項目目	64	血栓性血小板減少性紫斑病	64	血栓性血小板減少性紫斑病
					※番号・疾病名に網をかける
132 頁	上から 10 項目目	86	肺動脈性肺高血圧症	86	肺動脈性肺高血圧症
					※疾病名の白抜きをやめる
	上から 11 項目目	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
		特定疾患 39		【削除】 ※特定疾患 39 は「86 肺動脈性肺高血圧症」のみ	

■本書 291 頁・右欄上から 2 行目

・「第七号」を「第六号」に改めます。(公布日施行)

【根拠：「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年 2 月 10 日厚生労働省令第 17 号)】

■本書 311 頁

・「**2**小児慢性特定疾病医療支援関連の主な通知」について、以下の事務連絡が発出されました。

「小児慢性特定疾病医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法等について」(平成 27 年 2 月 17 日)